

鹿屋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正
する規則

鹿屋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年鹿屋市規則第215号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改める。

第7条中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改める。

第8条中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。